



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 37 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第24号)

1 規則の概要

- (1) 平成16年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正
- (3) その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第24号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則 (昭和45年島根県規則第74号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「手続き」を「手続」に改める。

第 2 条第19号を次のように改める。

(19) 課長代理 組織規則第20条第 2 項に規定する課長代理をいう。

第 2 条中第21号を削り、第20号を第21号とし、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) グループリーダー 組織規則第20条第 1 項に規定するグループリーダーをいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(22) 副主査 組織規則第20条第 2 項に規定する副主査をいう。

第 5 条第 1 項中「課長補佐及び副政策企画監 (以下「課長補佐等」という。) が専決することができる事項及び第 9 条の規定により係長が専決することができる事項」を「課長代理、グループリーダー、副政策企画監及び副主査 (以下「グループリーダー等」という。) が専決することができる事項」に改め、同条第 2 項中「室長」の次に「、センター長、管理所長」を加える。

第 7 条を次のように改める。

(グループリーダー等の専決事項)

第 7 条 グループリーダー等が専決することができる事項は、次の各号 (組織規則第17条第 2 項に規定する主管課以外の

グループリーダー等にあつては、第1号から第10号まで、第12号及び第14号に限る。)及び別表第3のグループリーダー等専決事項の欄に掲げるとおりとする。

- (1) 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。
- (2) 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。
- (3) 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。
- (4) 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
- (5) 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。
- (6) 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。
- (7) 台帳、図書等を閲覧させること。
- (8) その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。
- (9) 地方機関に予算を令達すること。
- (10) 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負(工事の請負を除く。)に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること(以下「請負等」という。)を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
- (11) 出納機関に対し、1件300万円未満の支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること。
- (12) 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。
- (13) 出納機関に対し、1件300万円未満の収入の調定について通知すること。
- (14) 職員(第2条第6号から第22号までに規定する職員を除く。)の休日及び時間外の勤務を命ずること。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第15条第1項の表課長の項第5号を次のように改める。

- (5) 課長代理を置く課にあつては、課長代理

第15条第1項の表課長の項に次の1号を加える。

- (6) グループリーダーを置く課にあつてはグループリーダー又は副主査を置く課にあつては副主査

第19条中「、課長補佐等又は係長」を「又はグループリーダー等」に改める。

別表第1第3号を次のように改める。

3 規則及び訓令等の制定等に関する事務		(1) 規則及び重要な訓令等を制定し、又は改廃すること。
---------------------	--	------------------------------

別表第1第6号を次のように改める。

6 公益法人に関する事務		(1) 公益法人の設立の許可を取り消すこと。
--------------	--	------------------------

別表第1第16号から第18号までを次のように改める。

16 会議に関する事務		(1) 知事の出席を必要とする会議を開催すること。
17 広報及び公聴に関する事務		(1) 特に重要な広報又は公聴を行うこと。
18 過料処分に関する事務		(1) 過料処分を行うこと。

別表第1第20号から第22号までを次のように改める。

20 土地収用に関する事務		(1) 国土交通大臣に事業の認定又は特定公共事業の認定を申請すること。 (2) 収用又は使用の手続の保留又は開始を申し立
---------------	--	---

		<p>てること。</p> <p>(3) あっせん委員のあっせんを申請し、又はあっせんに付すること。</p> <p>(4) 仲裁委員による仲裁を申請すること。</p> <p>(5) 収用委員会に裁決、緊急裁決、和解、協議の確認又は緊急使用を申請すること。</p>
21 行政代執行に関する事務		(1) 行政代執行を行うこと。
22 補助金等に関する事務		(1) 特に重要な補助金、交付金、貸付金等(以下「補助金等」という。)の交付の決定を行うこと。

別表第 2 総務部の表総務課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同表人事課の項第 2 号知事決裁事項の欄中(3)を削り、(4)を(3)とし、同号部長専決事項の欄中(3)及び(4)を削り、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 地方自治法第252条の17第 1 項の規定により、他の地方公共団体の長等に対し職員の派遣を求め、又は他の地方公共団体の長等からの職員の派遣の依頼に応ずること(重要又は異例なものに限る。)。

別表第 2 総務部の表人事課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

7 職員団体に関する事務		<p>(1) 地方公務員法第55条第 9 項の規定により、職員団体と書面による協定を締結すること。</p> <p>(2) 地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の規定により、職員が登録を受けた職員団体の役員としてその業務に専ら従事することを有効期限を定めて許可すること。</p> <p>(3) 地方公務員法第55条の 2 第 4 項の規定により、職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事する者でなくなった場合においてこれを取り消すこと。</p> <p>(4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第 5 項において準用する同法第 7 条の規定により、単純な労務に雇用される職員の労働組合と労働協約を締結すること。</p> <p>(5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項において準用する同法第14条の規定により、労働委員会の調停を申請すること。</p> <p>(6) 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項において準用する同法第15条の規定により、労働委員会の仲裁を申請すること。</p>
--------------	--	--

別表第 2 総務部の表人事課の項第 8 号を削り、同項第 9 号知事決裁事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号部長専決事項の欄の(1)を次のように改める。

- (1) 地方自治法第158条第 3 項の規定により、同条第 1 項の条例を制定し、又は改廃したことについて総務大臣に届け

出ること。

別表第2 総務部の表人事課の項中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表職員課の項に次の1号を加える。

2 職員の公務災害補償に関する事務		(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年島根県条例第35号)第5条の規定による補償基礎額を決定すること(同条第3号の規定による協議を受ける場合を含む。)
-------------------	--	--

別表第2 総務部の表税務課の項第2号部長専決事項の欄の(3)中「、第56条第3号」を削り、「又は第70条第2号」を「、第70条第2号又は第73条第3号」に改め、「、狩猟者登録税」を削り、「又は軽油引取税」を「、軽油引取税又は狩猟税」に改め、同表消防防災課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第12条の2」を「第12条の2第1項又は第2項」に改め、同欄の(2)を削り、同項第8号及び第9号を削る。

別表第2 地域振興部の表地域政策課の項第2号を次のように改める。

2 広域市町村圏の振興整備に関する事務		(1) 広域市町村圏の圏域の設定及び変更を決定すること。
---------------------	--	------------------------------

別表第2 地域振興部の表地域政策課の項第3号から第7号までを削り、同表市町村課の項第7号部長専決事項の欄中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、同項の次に次のように加える。

情報政策課	1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の施行に関する事務		(1) 法第34条第1項の規定により、指定認証機関に認証事務を行わせること。 (2) 法第34条第4項の規定により、指定認証機関に発行手数料を指定認証機関の収入として収受させること。 (3) 法第34条第5項の規定により、指定認証機関に情報提供手数料を指定認証機関の収入として収受させること。 (4) 法第34条第6項の規定により、指定認証機関が定める発行手数料及び情報提供手数料の額について承認すること。 (5) 法第46条第2項の規定により、指定認証機関に対し、認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。 (6) 法第48条第3項の規定により、指定認証機関の認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止に関し、総務大臣に意見を述べること。 (7) 法第50条第1項の規定により、指定認証機関に認証事務を行わせないこととすること。
-------	---	--	--

別表第2 環境生活部の表環境生活総務課の項第1号部長専決事項の欄中(1)から(6)までを削り、(7)を(1)とし、(8)から(11)までを(2)から(5)までとし、同項第3号部長専決事項の欄の(2)を削り、同項第5号部長専決事項の欄の(2)を削り、同項第6号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(12)までを(2)から(11)までとし、(13)を削り、同項第9号部長専決事項の欄中(1)から(5)までを削り、(6)を(1)とし、同表景観自然課の項第1号を次のように改める。

1 ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年島根県条例第34号）及びふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号）の施行に関する事務

(1) 条例第 7 条第 1 項の規定により、景観形成地域を指定すること。

(2) 条例第 8 条第 1 項の規定により、景観形成基本計画を定めること。

(1) 条例第 7 条第 2 項（同条第10項並びに条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第15条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。

(2) 条例第 7 条第 4 項（同条第10項並びに条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第15条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、説明会の開催等の必要な措置を講ずること。

(3) 条例第 7 条第 6 項（同条第10項並びに条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第15条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催すること。

(4) 条例第 7 条第 7 項（同条第10項並びに条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第15条第 3 項において準用する場合を含む。）、第13条第 4 項（条例第18条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第21条第 2 項の規定により、島根県景観審議会の意見を聴くこと。

(5) 条例第 9 条第 1 項の規定により、景観形成基準を定めること。

(6) 条例第11条第 4 項（条例第17条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第13条第 2 項（条例第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告すること。

(7) 条例第11条第 5 項（条例第17条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第13条第 5 項（条例第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表すること。

(8) 条例第13条第 3 項（条例第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、指導に従わない者から当該指導に従わない理由について意見を聴くこと。

(9) 条例第15条第 1 項の規定により、大規模行為景観形成基準を定めること。

(10) 条例第21条第 1 項の規定により、公共事業等景観形成指針を定めること。

(11) 規則第 4 条第 3 項の規定により、公述人を選定すること。

(12) 規則第 5 条の規定により、公聴会の議長を指

	<p>名すること。</p> <p>(13) 規則第19条の規定により、意見聴取会の議長を指名すること。</p>
--	---

別表第2 環境生活部の表景観自然課の項第2号部長専決事項の欄中(3)から(6)までを削り、同項第3号知事決裁事項の欄の(1)中「第10条第2項又は第11条第2項」を「第5条第2項又は第6条第2項」に、「の意見開陳」を「意見を述べることに」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第12条第3項又は第13条第3項」を「第7条第3項又は第8条第3項」に、「の意見開陳」を「意見を述べることに」に改め、同欄の(2)中「第12条第4項」を「第7条第4項」に改め、同欄中(3)から(6)までを削り、同項第4号知事決裁事項の欄の(1)中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同欄の(2)中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「廃止」を「廃止し、」に改め、同欄中(2)及び(3)を削り、同表廃棄物対策課の項に次の1号を加える。

<p>7 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第66条の規定により、解体業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>(2) 法第72条において準用する法第66条の規定により、破砕業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>
---	--

別表第2 健康福祉部の表健康福祉総務課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)を削り、同号部長専決事項の欄中(1)から(5)までを削り、(6)を(1)とし、(7)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第56条第4項又は第121条の規定により、社会福祉法人の解散を命ずること。

別表第2 健康福祉部の表健康福祉総務課の項第1号部長専決事項の欄中(8)を(4)とし、(9)から(11)までを削り、(12)を(5)とし、(13)を(6)とし、(14)を削り、同項第3号部長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、同欄の(3)中「市町村」の次に「及び地方独立行政法人」を加え、同欄中(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、同表高齢者福祉課の項第1号事務の種類欄中「及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）」を削り、部長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、同欄の(3)中「若しくは老人短期入所施設」を「、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター」に改め、同欄中(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(5)を削り、同項第2号部長専決事項の欄中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)から(9)までを(5)から(8)までとし、同表青少年家庭課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)を削り、同号部長専決事項の欄中(1)から(5)までを削り、(6)を(1)とし、(7)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第56条第4項の規定により、社会福祉法人の解散を命ずること。

別表第2 健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号部長専決事項の欄中(8)を(4)とし、(9)を(5)とし、同項第2号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同欄の(4)中「第59条第3項」を「第59条第5項」に改め、同欄中(4)を(3)とし、同表障害者福祉課の項第1号を削り、同項第2号事務の種類欄中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同号部長専決事項の欄の(1)中「第34条の5第1項」を「第34条の5」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第21条の22第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

別表第2 健康福祉部の表障害者福祉課の項中第2号を第1号とし、同項第3号部長専決事項の欄の(6)中「第1条第2項」を「第3条第3項」に改め、同欄中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、同欄の(4)中「第40条第1項」を「第40条」に改め、同欄中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第17条の22第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

(3) 法第17条の30第1項の規定により、指定身体障害者更生施設等の指定を取り消すこと。

別表第2 健康福祉部の表障害者福祉課の項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号部長専決事項の欄の(1)中「第21条の3第1項」を「第21条の3」に改め、同欄中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第15条の22第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

(2) 法第15条の30第1項の規定により、指定知的障害者更生施設等の指定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表薬事衛生課の項第10号部長専決事項の欄中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(12)までを(8)から(11)までとする。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同表生産振興課の項第3号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同項第8号知事決裁事項の欄の(1)を削り、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

(1) 市町村別米の生産目標数量を決定し、通知すること。

別表第2農林水産部の表生産振興課の項中第8号を第6号とし、第9号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

13 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関する事務		(1) 法第19条の9第1項又は第2項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。 (2) 法第20条第2項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。
--	--	--

別表第2農林水産部の表畜産振興課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号部長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第24条第1項の規定により、飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収を命ずること。 (2) 法第33条第1項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。
--

別表第2農林水産部の表畜産振興課の項中第12号を第11号とし、同表農村整備課の項第1号部長専決事項の欄の(3)を次のように改める。

(3) 法第86条第1項、第87条第1項若しくは第7項又は第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の適否を決定し、計画等を決定し、又は変更し、若しくは廃止すること。

別表第2農林水産部の表農村整備課の項第1号部長専決事項の欄中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第135条第1項の規定により、土地改良区に対して解散を命ずること。

別表第2農林水産部の表農村整備課の項第3号部長専決事項の欄の(2)中「処分、管理等について」を「用途廃止を」に改め、同表農地整備課の項第1号部長専決事項の欄中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同欄の(8)中「第3項の規定により、海岸保全施設の新設若しくは改良に伴う損失の補償について損失を受けた者と協議し、又は同条」を削り、同欄中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を削り、同項第2号部長専決事項の欄中(2)から(11)までを削り、同項第3号及び第4号を削り、同表林業課の項第4号を削り、同表森林整備課の項第2号部長専決事項の欄中(2)から(10)までを削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表水産課の項第1号から第10号までを次のように改める。

1 漁業経営構造改善事業に関する事務		(1) 漁業経営構造改善事業基本方針を決定すること。 (2) 漁業経営構造改善計画地域を指定すること。 (3) 漁業経営構造改善計画を決定すること。 (4) 漁業経営構造改善事業の年度別実施計画を決定すること。
2 卸売市場法及び島根県卸売市場条例の施行に関する事務	(1) 法第6条の規定により、卸売市場整備計画を定めること。	(1) 卸売市場整備計画の実施計画を定めること。 (2) 法第55条の規定により、地方卸売市場の開設の許可をすること。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 法第58条第1項の規定により、卸売の業務の許可をすること。 (4) 法第60条の規定により、地方卸売市場の廃止の許可をすること。 (5) 法第64条の規定により、業務規程の変更の承認をすること。 (6) 法第65条第1項の規定により、地方卸売市場の開設の許可又は卸売の業務の許可を取り消すこと。 (7) 法第65条第2項の規定により、地方卸売市場の開設者等の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は地方卸売市場の開設の許可若しくは卸売の業務の許可を取り消すこと。 (8) 条例第7条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者等の営業の譲渡及び譲受けの認可をすること。 (9) 条例第7条第2項の規定により、地方卸売市場の開設者等である法人の合併の認可をすること。 (10) 条例第8条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者等の業務の相続の認可をすること。 (11) 条例第22条の規定により、地方卸売市場の開設者等に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずること。
<p>3 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）の施行に関する事務</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条の3第1項の規定により、事業場の登録を行うこと。 (2) 法第4条第1項の規定により、事業場の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。 (3) 法第6条の規定により、事業場の改善について勧告を行うこと。
<p>4 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関する事務</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第10条の規定により、漁業の免許をすること。 (2) 法第22条第1項の規定により、漁業権の分割又は変更の免許をすること。 (3) 法第24条第2項の規定により、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定を認可すること。 (4) 法第26条第1項ただし書の規定により、漁業権の移転の認可をすること。 (5) 法第37条第1項の規定により、免許後休業した場合において漁業権を取り消すこと。 (6) 法第38条第1項又は第3項の規定により、免

		<p>許についての適格性の喪失等に基づき漁業権を取り消すこと。</p> <p>(7) 法第39条第 1 項又は第 2 項の規定により、漁業調整その他公益上の必要に基づき漁業権を変更し、取り消し、又はその行使を停止すること。</p> <p>(8) 法第39条第13項の規定により、漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によって利益を受けた者に対し補償金を負担させること。</p> <p>(9) 法第40条の規定により、錯誤によってした免許を取り消すこと。</p> <p>(10) 法第67条第 3 項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に指示すること。</p> <p>(11) 法第67条第 4 項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示を取り消すこと。</p> <p>(12) 法第67条第11項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示に従うべきことを命ずること。</p> <p>(13) 法第128条第 1 項の規定により、水産動植物増殖計画を決定し、及びその実施を命ずること。</p>
<p>5 島根県漁業調整規則 (昭和40年島根県規則第53号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 規則第23条第 1 項の規定により、漁業の不許可又は起業の不認可を決定すること。</p> <p>(2) 規則第28条第 1 項の規定により、漁業の許可又は起業の認可をすること。</p> <p>(3) 規則第30条第 1 項の規定により、漁業の許可又は起業の認可を取り消すこと。</p> <p>(4) 規則第31条第 1 項の規定により、漁業の許可を取り消すこと。</p> <p>(5) 規則第32条第 1 項又は第 2 項の規定により、漁業の許可若しくは起業の認可の内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させること。</p> <p>(6) 規則第49条第 1 項前段の規定により、漁業の許可に係る船舶に対しててい泊を命ずること。</p> <p>(7) 規則第51条第 1 項の規定により、漁業の許可を受けないで使用された船舶に対するてい泊命令をすること。</p>
<p>6 島根県内水面漁業調整規則(昭和39年島根県規</p>		<p>(1) 規則第19条第 1 項の規定により、水産動植物の採捕の不許可を決定すること。</p>

<p>則第72号)の施行に関する事務</p>		<p>(2) 規則第24条第1項の規定により、採捕の許可を取り消すこと。 (3) 規則第25条第1項の規定により、採捕の許可を取り消すこと。 (4) 規則第26条第1項又は第2項の規定により、採捕の許可の内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させること。</p>
<p>7 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第41条において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定により、漁船保険組合の仮理事を選任すること。 (2) 法第86条第1項の規定により、漁船保険組合の法令等の違反に対して必要な措置を命ずること(役員解職、事業の停止又は定款の変更を命ずる権限を除く。) (3) 法第87条第1項の規定により、漁船保険組合の総会等における議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>
<p>8 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第18条の規定により、遊漁船業者に対し、業務改善命令をすること。 (2) 法第19条第1項の規定により、遊漁船業者の登録の取消し等をすること。 (3) 法第20条の規定により、遊漁船業団体の指定をすること。 (4) 法第22条の規定により、遊漁船業団体に対し、改善命令をすること。 (5) 法第23条の規定により、遊漁船業団体の指定を取り消すこと。</p>
<p>9 沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めること。 (2) 法第7条の3第1項の規定により、基本計画を変更すること。</p>	<p>(1) 法第8条第1項の規定により、特定水産動物育成事業の認可をすること。 (2) 法第12条第1項の規定により、特定水産動物育成水面の区域及び育成水面利用規則の変更認可をすること。 (3) 法第15条第1項の規定により、放流効果実証事業を実施する者を指定すること。 (4) 法第23条第1項の規定により、法第15条第1項の規定による指定を取り消すこと。</p>
<p>10 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第5条第1項又は第2項の規定により、沿岸水産資源開発区域を指定すること。 (2) 法第6条第1項の規定により、沿岸水産資源開発区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>

		(3) 法第 7 条第 1 項の規定により、沿岸水産資源 開発計画を定めること。 (4) 法第 8 条第 1 項の規定により、沿岸水産資源 開発計画の変更を決定すること。
--	--	--

別表第 2 農林水産部の表漁港漁場整備課の項第 3 号部長専決事項の欄中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同欄の(9)中「第 3 項の規定により、海岸保全施設の新設若しくは改良に伴う損失の補償について損失を受けた者と協議し、又は同条」を削り、同欄中(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を削る。

別表第 2 商工労働部の表観光振興課の項を削り、同表労働政策課の項第 1 号知事決裁事項の欄を次のように改める。

(1) 法第19条の12第 3 項の規定により、地方労働委員会の委員を任命すること。 (2) 法第19条の12第 4 項において準用する法第19条の 7 第 2 項の規定により、地方労働委員会の委員を罷免すること。
--

別表第 2 土木部の表土木総務課の項第 6 号知事決裁事項の欄の(1)を削り、同表技術管理室の項を次のように改める。

1 島根県公共工事共通仕様書に関する事務		(1) 島根県公共工事共通仕様書を定めること。
2 建設工事積算基準及び単価に関する事務		(1) 建設工事積算基準及び単価を定めること。
3 業務委託積算基準に関する事務		(1) 業務委託積算基準を定めること。
4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第 4 条の規定により、指針を定め、又は変更すること。	

別表第 2 土木部の表道路維持課の項第 1 号部長専決事項の欄の(8)中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同欄の(9)及び同表道路建設課の項第 1 号部長専決事項の欄の(3)中「第31条第 3 項」を「第31条第 2 項」に改め、同項第 2 号部長専決事項の欄の(3)を次のように改める。

(3) 法第 8 条第 4 項の規定により、法第 3 条第 2 項第 1 号、第 6 号若しくは第 7 号に掲げる事項の変更について国土交通大臣に許可を申請し、又は同項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事項の変更について国土交通大臣に協議すること（同項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）。

別表第 2 土木部の表河川課の項第 1 号知事決裁事項の欄の(1)中「河川法第四条第一項の水系及び一級河川を指定する政令」を「河川法第四条第一項の水系を指定する政令」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「ダム」の次に「（以下この号において「ダム」という。）」を加え、同欄の(6)中「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に改め、同欄の(7)中「法第44条第 1 項に規定するダム（以下この号において「ダム」という。）」を「ダム」に改め、同欄中(20)を削り、(19)を(20)とし、(8)から(18)までを(9)から(19)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第21条第 4 項の規定により、収用委員会に裁決を申請すること。

別表第 2 土木部の表河川課の項第 1 号部長専決事項の欄中(21)を削り、(22)を(21)とし、(23)を次のように改める。

(23) 法第79条第 2 項の規定により、2 級河川の管理で同項第 1 号若しくは第 4 号に該当する場合に国土交通大臣に協議して同意を得、又は同項第 2 号若しくは第 3 号に該当する場合に国土交通大臣に協議すること。

別表第 2 土木部の表河川課の項第 1 号部長専決事項の欄中(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、同項第 2 号部長専決事項の欄中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、同欄の(11)中「第 3 項の規定により、海岸保全施設の新設若しくは改良に伴う損失の補償について損失を受けた者と協議し、又は同条」を削り、同欄中(11)を(10)とし、(12)及び(13)を削り、(14)を(11)とし、同表港湾空港課の項第 1 号事務の種類欄中「及び港湾法施行令（昭和26年政令第 4 号）」を削り、同号知事決裁事

項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同号部長専決事項の欄中(10)を削り、(9)を(10)とし、同欄の(8)中「国土交通大臣の認可を受けて」を削り、同欄中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同欄の(5)中「法第4条第3項」を「同条第3項」に改め、同欄中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同欄の(2)中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同欄中(2)を(3)とし、同欄の(1)中「第9項」を「第11項」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第3条の2第5項の規定により、基本方針に関し国土交通大臣に意見を申し出ること。

別表第2 土木部の表港湾空港課の項第2号部長専決事項の欄の(11)を削り、同項第3号を削り、同項第4号部長専決事項の欄中(4)を削り、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第2条の3第1項の規定により、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定め、又は同条第7項の規定により、これを変更すること。

別表第2 土木部の表港湾空港課の項第4号部長専決事項の欄の(5)中「第3項の規定により、海岸保全施設の新設若しくは改良に伴う損失の補償について損失を受けた者と協議し、又は同条」を削り、同欄中(6)から(8)までを削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同表砂防課の項第1号部長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、同項第2号部長専決事項の欄中(2)から(10)までを削り、同項第3号部長専決事項の欄の(2)中「第10条第5項」を「法第10条第4項」に改め、同欄の(3)を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表都市計画課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)中「の認可を受けること」を「に協議し、その同意を得ること」に改め、同欄の(3)を次のように改める。

(3) 法第18条第1項の規定により、都市計画を決定すること（法第6条の2第1項及び第2項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に限る。）。

別表第2 土木部の表都市計画課の項第1号知事決裁事項の欄中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第21条第1項の規定により、都市計画を変更すること（法第6条の2第2項第2号に掲げる区域区分の決定の有無に限る。）。

別表第2 土木部の表都市計画課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「又は第18条第1項」を削り、「指定等」を「指定」に、「(4)」を「(3)」に改め、同欄の(2)を次のように改める。

(2) 法第5条の2第2項又は第4項の規定により、市町村の準都市計画区域の指定又はその指定の変更若しくは廃止について同意すること。

別表第2 土木部の表都市計画課の項第1号部長専決事項の欄中(11)を(12)とし、同欄の(10)中「特別な事情」を「特別な事情等」に改め、同欄中(10)を(11)とし、同欄の(9)中「特別な事情」を「特別な事情等」に改め、同欄中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同欄の(6)中「市街化区域に関する都市計画を定めるときに」を削り、同欄中(6)を(7)とし、同欄の(5)中「こと」の次に「（知事が決裁する事項に係るものを除く。）」を加え、同欄中(5)を(6)とし、(4)を削り、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第18条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、都市計画の決定等について、審議会に付議すること。

(4) 法第18条第1項の規定により、都市計画を決定すること（知事が決裁する事項に係るものを除く。）。

別表第2 土木部の表都市計画課の項第3号部長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、同欄の(3)中「及び法第66条第1項」を削り、同欄中(3)を(1)とし、同欄の(4)中「命ずる」を「求める」に改め、同欄中(4)を(2)とし、同欄の(5)中「及び法第69条第12項」を削り、同欄中(5)を(3)とし、(6)を削り、同欄の(7)中「又は知事」を削り、同欄中(7)を(4)とし、(8)から(10)までを削り、同項第4号を削り、同項第5号部長専決事項の欄の(1)及び(2)中「の表示及び広告物を掲出する物件の設置」を「等の表示又は設置」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号部長専決事項の欄の(1)中「こと」の次に「（設置期間又は管理期間が3月を超え、かつ、設置管理面積が100平方メートルを超えるものに限り、継続して許可を受けるものを除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同表下水道推進課の項第1号を次のように改める。

<p>1 下水道法（昭和33年法律第79号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第31条の2の規定により、費用を負担させること。</p>	<p>(1) 法第2条の2の規定により、流域別下水道整備総合計画を定めること。 (2) 法第4条第1項の規定により、事業計画を認可すること。 (3) 法第25条の3の規定により、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けること。 (4) 法第25条の7の規定により、使用制限をすること。 (5) 法第25条の10において準用する第17条から第18条の2までの規定により、費用の負担を定め、又は費用を負担させること。 (6) 法第37条第1項又は第3項の規定により、指示をすること。 (7) 法第39条の規定により、報告を徴すること。</p>
-------------------------------------	--------------------------------------	---

別表第 2 出納局の表会計課の項第 1 号を次のように改める。

<p>1 地方自治法の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第235条の規定により、金融機関を指定すること（指定金融機関の指定に限る。）。</p>	<p>(1) 法第235条の規定により、金融機関を指定すること（指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定に限る。）。</p>
-------------------------	---	---

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

各課個別事項 グループリーダー等専決事項

政策企画局

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
統計調査課	1 統計調査に関する事務	(1) 統計調査の従事者の職務を示す証票の交付、回収及び廃棄をすること。 (2) 統計調査に関する事務のうち、調査票の配付、収集、審査及び集計並びに調査票その他の関係書類の作成保管をすること。 (3) 指定統計調査の調査員の調査結果その他必要事項について指導員に対し実地検査を命ずること。

総務部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
人事課	1 身上変更届に関する事務	(1) 島根県職員服務規程（次号及び第 3 号において「規程」という。）第21条の規定により、身上変更届を受けること。
	2 当直に関する事務	(1) 規程第30条第2項の規定により、当直を置かない庁舎を認定し、及び同条第3項の規定により特別当直の設置を承認すること。 (2) 規程第32条第2号の規定により、当直猶予者を指定すること。 (3) 規程第33条第2項の規定により、土曜日等宿直勤務及び日直

		勤務の勤務時間の変更を承認すること。
	3 職員証等に関する事務	(1) 規程第28条の規定により、職員証を交付すること。 (2) 規程第29条の規定により、職員記章を交付すること。
	4 職員の任免等に関する事務	(1) 職員の任用に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第12号)第28条の規定により、任用候補者の選択の結果について人事委員会に通知すること。
	5 職員の給与に関する事務	(1) 職員の給与に関する条例(以下この号において「条例」という。)第4条第6項の規定により、昇給を決定すること。 (2) 条例第4条第8項ただし書の規定により、昇給を決定すること。 (3) 条例第7条の3の規定により、初任給調整手当の額を決定すること。 (4) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下この号において「規則」という。)第10条又は第14条の規定により、初任給を決定すること。 (5) 規則第18条の規定により、昇格(専任基準による昇格に限る。)を決定すること(人事委員会の承認を求めるを含む。) (6) 規則第25条第2項の規定により、給料表を異にする異動における給料月額を決定すること。 (7) 規則第37条の2の規定により、復職時等における号給等の調整をすること。 (8) 職員の退職手当に関する条例第8条の規定により、失業者の退職手当の裁定及び支給をすること。 (9) 国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定による滞納処分又は民事執行法(昭和54年法律第4号)の規定による強制執行に係る債権差押えにおいて債権者への支払又は供託者への供託を行うこと。 (10) 所得税法(昭和40年法律第33号)第190条第2号の規定による給与所得者の扶養控除等の否認通知による年末調整再計算による所得税の徴収を行うこと。 (11) 所得税法の規定による源泉徴収及び年末調整を行うこと。 (12) 地方税法の規定による市町村民税の特別徴収を行うこと。 (13) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の規定による給与支給に関する事務を行うこと。 (14) 給与支給証明書を発行すること。 (15) 人件費予算配当書の受理及び決算説明書を発行すること。
	6 職員の公務災害補償に関する事務	(1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第70条の規定により、不服申立てを受理すること。
職員課	1 健康管理に関する事務	(1) 定期健康診断、成人病予防検診及び予防接種の実施日程を決定すること。
	2 恩給に関する事務	(1) 恩給法(大正12年法律第48号。以下この号において「法」と

		<p>いう。)第 9 条ノ 2 の規定により、恩給の受給権の存否について調査すること。</p> <p>(2) 法第58条ノ 4 第 1 項の規定により、恩給の一部を停止すること。</p> <p>(3) 法第80条第 3 項の規定により、同条第 2 項に規定する事情を調査するため、他の官庁又は公署の援助を求めること。</p> <p>(4) 恩給給与規則(大正12年勅令第369号。以下この号において「規則」という。)第25条の規定により、恩給証書等の誤びゅうの訂正手続をし、その旨を権利者に通知すること。</p> <p>(5) 規則第34条ノ 3 第 3 項の規定により、事実の承認を行うこと。</p> <p>(6) 規則第38条第 2 項の規定により、改氏名の事実を記載した恩給証書を権利者に返付すること。</p> <p>(7) 島根県吏員恩給条例(昭和23年島根県条例第81号。以下この号において「条例」という。)第 7 条の規定により、恩給の受給権の存否について調査すること。</p> <p>(8) 条例第32条の 4 の規定により、退隠料の一部を停止すること。</p> <p>(9) 条例第33条の 2 又は第33条の 3 の規定により、返還一時金を支給すること。</p> <p>(10) 条例第47条の 2 の規定により、死亡一時金を支給すること。</p> <p>(11) 島根県吏員恩給条例施行規則(昭和29年島根県規則第82号。以下この号において「条例施行規則」という。)の規定において準用する規則第25条の規定により、恩給証書等の誤びゅうの訂正手続をし、その旨を権利者に通知すること。</p> <p>(12) 条例施行規則の規定において準用する規則第38条第 2 項の規定により、改氏名の事実を記載した恩給証書を権利者に返付すること。</p>
	<p>3 職員の公務災害補償に関する事務</p>	<p>(1) 地方公務員災害補償法第45条第 2 項の規定により、基金に対する意見の申出をすること。</p> <p>(2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、公務災害の認定の通知をすること。</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年島根県規則第43号)第 9 条の規定により、補償の通知をすること。</p> <p>(4) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条の規定により、年金証書の交付をすること。</p>
<p>消防防災課</p>	<p>1 災害救助基金の施行に関する事務</p>	<p>(1) 預金証書の保管を依頼すること。</p> <p>(2) 備蓄物資評価員のあっせんを依頼すること。</p>

地域振興部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
市町村課	1 住民基本台帳法の施行に関する事務	(1) 法第12条の3の規定により、住民基本台帳の脱漏等に関し市町村長に通報すること。 (2) 法第30条の37第2項の規定により、開示請求に係る本人確認情報を開示すること。

環境生活部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
人権同和対策課	1 地方改善施設整備事業の施行に関する事務	(1) 地方改善施設整備事業の進ちょく状況を調査すること。
国際課	1 旅券法（昭和26年法律第267号）の施行に関する事務	(1) 法第7条第1項（法第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を申請者に交付すること。
廃棄物対策課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）に関する事務	(1) 法第9条第3項（法第9条の3第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出を受理すること。 (2) 法第9条第4項（法第9条の3第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受理すること。 (3) 法第12条第7項又は第12条の2第8項の規定により、多量排出事業者の事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受理すること。 (4) 法第12条第8項又は第12条の2第9項の規定により、多量排出事業者の事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況の報告を受理すること。 (5) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定により、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の変更又は廃止の届出を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。 (6) 法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の変更又は廃止の届出を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。 (7) 法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第3項の規定により、産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出を受理すること。 (8) 法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定により、産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処

		<p>分の終了の届出を受理すること。</p> <p>(9) 法第23条の3第1項の規定により、警察本部長から意見を聴取すること。</p> <p>(10) 法第23条の5の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に照会し、又は協力を求めること（法に基づく許可、認可又は届出の受理に際して、法第7条第5項第4号又は第14条第5項第2号に該当する事由の有無を照会するものに限る。）。</p> <p>(11) 施行令第18条の規定により、登録廃棄物再生事業者からの変更の届出を受理すること。</p> <p>(12) 施行令第19条の規定により、登録廃棄物再生事業者からの事業場の休廃止の届出を受理すること。</p> <p>(13) 規則第7条第1項の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定の変更の届出を受理すること。</p> <p>(14) 規則第7条第2項の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(15) 規則第9条の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定に係る産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の実績報告書を受理すること。</p> <p>(16) 規則第10条の規定により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績報告書を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。</p> <p>(17) 規則第11条の規定により、廃棄物処理施設の維持管理状況報告書を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。</p> <p>(18) 規則第17条第1項の規定により、許可証等を再交付すること（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る再交付であって、県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。</p> <p>(19) 規則第17条第2項の規定により、許可証等を書換え交付すること（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る書換え交付であって、県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。</p>
2	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に関する事務	<p>(1) 施行規則第33条第1項の規定により、建築物における清掃を行う事業等の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>(2) 施行規則第33条第1項の規定による建築物における清掃を行う事業等の変更の届出に基づき登録証明書を書換え交付すること。</p>
3	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び島根県浄	<p>(1) 条例第7条第1項の規定により、浄化槽保守点検業の登録申請書記載事項の変更の届出を受理すること。</p>

	<p>化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）に関する事務</p>	<p>(2) 条例第8条第1項の規定により、浄化槽保守点検業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 規則第5条の規定により、浄化槽保守点検業者登録証を交付すること（浄化槽保守点検業者登録証の記載事項の変更に係るものに限る。）。</p>
--	---	--

健康福祉部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
健康福祉総務課	1 社会福祉統計調査に関する事務	(1) 社会福祉統計職員を調査すること。
	2 生活保護法の施行に関する事務	(1) 保護施設入所者の実態を調査すること。
健康推進課	1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	(1) 法第18条第1項の規定により、一般疾病医療費を支給すること。
高齢者福祉課	1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関する事務	(1) 診療報酬明細書の審査を依頼すること。 (2) 戦傷病者手帳の記載事項を訂正すること。 (3) 戦傷病者乗車券引換証を交付すること。
	2 戦没者等に対する叙位叙勲に関する事務	(1) 遺族状況等の調査を依頼すること。
	3 軍歴証明に関する事務	(1) 旧軍人軍属等の軍歴及び前叙を証明すること。
障害者福祉課	1 児童福祉法の施行に関する事務	(1) 法第21条の17第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定をすること。 (2) 法第21条の20の規定により、指定に係る事項の変更等の届出を受理すること。 (3) 法第27条の規定により、県外の障害児施設へ措置することについて協議すること。
	2 身体障害者福祉法の施行に関する事務	(1) 法第17条の17第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定をすること。 (2) 法第17条の24第1項の規定により、指定身体障害者更生施設等の指定をすること。 (3) 法第17条の20又は第17条の27の規定により、指定に係る事項の変更等の届出を受理すること。
	3 知的障害者福祉法の施行に関する事務	(1) 法第15条の17第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定をすること。 (2) 法第15条の24第1項の規定により、指定知的障害者更生施設等の指定をすること。 (3) 法第15条の20又は第15条の27の規定により、指定に係る事項の変更等の届出を受理すること。
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第18条の精神保健指定医の指定医証の更新及び記載事項の変更を行うこと。 (2) 法第28条第1項の規定により、診察の日時及び場所を通知す

		<p>ること。</p> <p>(3) 法第29条第 1 項の規定により、精神障害者を入院措置すること。</p> <p>(4) 法第29条第 3 項の規定により、告知を行うこと。</p> <p>(5) 法第29条の 2 第 1 項の規定により、精神障害者を緊急入院措置すること。</p> <p>(6) 法第29条の 2 第 2 項の規定により、緊急入院措置した精神障害者に対し法第29条第 1 項の規定による入院措置をとるかどうかを決定すること。</p> <p>(7) 法第29条の 2 第 4 項において準用する法第29条第 3 項の規定により、告知を行うこと。</p> <p>(8) 法第29条の 2 の 2 第 1 項の規定により、入院措置を採ろうとする精神障害者を病院に移送すること。</p> <p>(9) 法第29条の 2 の 2 第 2 項の規定により、告知を行うこと。</p> <p>(10) 法第29条の 2 の 2 第 3 項の規定により、行動制限を行うこと。</p> <p>(11) 法第29条の 4 第 1 項の規定により、入院措置を解除すること。</p> <p>(12) 法第29条の 5 の規定により、精神病院等の管理者からの届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第29条の 7 及び第32条の 2 第 3 項の規定により、診療報酬の支払に関する事務を委託すること。</p> <p>(14) 法第34条第 1 項から第 3 項までの規定により、精神障害者を移送すること。</p> <p>(15) 法第34条第 4 項において準用する法第29条の 2 の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により、告知又は行動制限を行うこと。</p> <p>(16) 法第50条の 3 の規定により、精神障害者居宅生活支援事業の届出を受理すること。</p>
	5 社会福祉施設等施設整備事業及び医療施設等施設整備事業に関する事務	(1) 社会福祉施設等施設整備事業及び医療施設等施設整備事業に係る設計審査、中間検査及び完了検査を行うこと。
	6 精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業の事業所指定に関する事務	(1) 精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業に係る事業所の指定を行うこと。
薬事衛生課	1 薬事法及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第19条の規定により、医薬品等製造業に係る廃止届等を受理すること。</p> <p>(2) 法第32条の規定により、配置従事の届出を受理すること。</p> <p>(3) 施行令第 1 条の 4 の 3 の規定により、医薬品等製造業に係る許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(4) 施行令第 1 条の 4 の 4 の規定により、医薬品等製造業に係る許可証の再交付をすること。</p> <p>(5) 施行令第15条第 1 項の規定により、輸出用医薬品等の品目等</p>

	<p>を厚生労働大臣に届け出ること。</p> <p>(6) 化粧品製造（輸入）販売名届を受理すること。</p>
<p>2 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）及び薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 施行令第1条の規定により、厚生労働大臣に薬剤師免許申請書を提出すること。</p> <p>(2) 施行令第3条の規定により、厚生労働大臣に薬剤師名簿訂正申請書を提出すること。</p> <p>(3) 施行令第4条第1項の規定により、厚生労働大臣に薬剤師名簿の登録の消除に係る申請書を提出すること。</p> <p>(4) 施行令第5条第2項の規定により、厚生労働大臣に薬剤師免許証書換え交付申請書を提出すること。</p> <p>(5) 施行令第6条第2項の規定により、厚生労働大臣に薬剤師免許証再交付申請書を提出すること。</p> <p>(6) 施行規則第12条第2項の規定により、厚生労働大臣に合格証書再交付申請書を提出すること。</p>
<p>3 毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）及び毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第10条第1項の規定により、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者に係る変更届等を受理すること。</p> <p>(2) 施行令第35条第3項の規定により、毒物又は劇物の製造業又は輸入販売業の登録票の書換え交付をすること。</p> <p>(3) 施行令第36条第4項の規定により、毒物又は劇物の製造業又は輸入販売業の登録票の再交付をすること。</p> <p>(4) 規則第15条第1項の規定により、合格証の書換え交付をすること。</p> <p>(5) 規則第15条第2項の規定により、合格証の再交付をすること。</p>
<p>4 温泉法及び温泉法施行細則（昭和61年島根県規則第8号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第14条第3項の規定により、温泉の成分等の掲示に係る届出を受理すること。</p> <p>(2) 規則第11条第1項の規定により、源泉所有者住所（氏名）変更届を受理すること。</p> <p>(3) 規則第14条第2項の規定により、温泉採取者住所（氏名）変更届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第16条第2項の規定により、温泉利用許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(5) 規則第16条第3項の規定により、温泉利用許可証の再交付をすること。</p> <p>(6) 規則第18条の規定により、温泉利用設備改修工事施行届を受理すること。</p> <p>(7) 規則第19条の規定により、温泉利用廃止届を受理すること。</p>
<p>5 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第3条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の免許を行うこと。</p> <p>(2) 法第7条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の業務等の廃止に係る届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第9条第2項の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の書</p>

		<p>換え交付をすること。</p> <p>(4) 法第10条第 1 項の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の再交付をすること。</p> <p>(5) 法第50条の27の規定により、特定麻薬等原料卸売業者の業務の届出を受理すること。</p>
6	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第 7 条第 1 項の規定により、製菓衛生師名簿に免許に関する事項を登録すること。</p> <p>(2) 法第 7 条第 3 項の規定により、製菓衛生師免許証を交付すること。</p>

農林水産部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
農業経営課	1 農地法の施行に関する事務	(1) 法第81条の規定により、公簿の閲覧又は謄本の交付を申請すること。
漁港漁場整備課	1 公有水面埋立法及び公有水面埋立法施行令の施行に関する事務	<p>(1) 法第20条の規定により、埋立権利等を承継した者からの届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第42条第 2 項の規定により、国からの埋立工事のしゅん工の通知を受理すること。</p> <p>(3) 法第42条第 3 項において準用する法第14条第 1 項の規定により、国からの土地の立入り等の通知を受理すること。</p> <p>(4) 施行令第 1 条第 1 項の規定により、埋立て出願人からの出願名義の変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 施行令第 1 条第 2 項の規定により、出願人の死亡に伴う相続人からの地位承継届を受理すること。</p>

商工労働部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
産業振興課	1 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務	<p>(1) 法第 9 条第 3 項の規定により、登録電気工事業者の地位を承継した者の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第10条第 1 項の規定により、登録電気工事業者の登録事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第11条の規定により、電気工事業の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第12条の規定により、登録電気工事業者の登録証を再交付すること。</p> <p>(5) 法第14条の規定により、登録電気工事業者の登録を消除すること。</p>
	2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の施行に関する事務	(1) 法第 4 条第 2 項の規定により、同条第 4 項第 1 号に掲げる者に第二種電気工事士免状を交付すること。

土木部

課名	事務の種類	グループリーダー等専決事項
土木総務課	1 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)の施行に関する事務	(1) 施行令第9条第1項の規定により、建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書を交付すること。
用地対策課	1 測量法(昭和24年法律第188号)の施行に関する事務	(1) 法第55条の12各項の規定により、国土交通大臣から測量業者の登録簿等の送付を受けること。
道路維持課	1 道路法の施行に関する事務	(1) 法第11条第3項の規定により、他の道路の路線と重複する路線の指定、認定若しくは変更又は他の道路の路線と重複している路線について路線の廃止若しくは変更について他の道路の管理者に通知すること。
港湾空港課	1 港湾法の施行に関する事務	(1) 法第33条第2項において準用する法第4条第10項の規定により、同条第4項の処分又は同条第9項の調停をした場合においてその旨を国土交通大臣に報告すること。 (2) 法第37条の2第3項の規定により、港湾隣接地域の指定をした旨を国土交通大臣に報告すること。 (3) 法第49条の規定により、重要港湾の業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を公表し、かつ、その写しを国土交通大臣に提出すること。
都市計画課	1 都市計画法の施行に関する事務	(1) 法第36条第3項の規定により、工事完了の公告を行うこと。
	2 土地区画整理法の施行に関する事務	(1) 法第49条の規定により、決算報告を承認すること。 (2) 法第74条の規定により、登記所又はその他の官公署の長に対し関係簿書の閲覧等を求めること。 (3) 法第97条第1項の規定により、換地計画の変更を認可すること。
	3 都市再開発法(昭和44年法律第38号)の施行に関する事務	(1) 法第49条の規定により、決算報告を承認すること。 (2) 法第65条の規定により、登記所又はその他の官公署の長に対し関係簿書の閲覧等を求めること。
	4 島根県屋外広告物条例及び島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の施行に関する事務	(1) 条例第18条第1項の規定により、屋外広告業を営もうとする者からの届出を受理すること。 (2) 規則第9条の2の規定により、屋外広告業届出済証を交付すること。
建築住宅課	1 宅地建物取引業法、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)及び宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)の施行に関する事務	(1) 宅地建物取引業の免許申請者が法第5条第1項第3号又は第3号の2に該当するかどうかについて、関係市町村へ照会すること。 (2) 法第9条の規定により、宅地建物取引業者名簿に登載された事項について変更があった旨の届出を受理すること。 (3) 宅地建物取引主任者資格試験の合格者が法第18条第1項第5号又は第5号の2に該当するかどうかについて、関係市町村へ照会すること。 (4) 法第22条の2第1項の規定により、宅地建物取引主任者証

(以下この号において「取引主任者証」という。)の交付をすること。

- (5) 法第22条の3第1項の規定により、取引主任者証の有効期間を更新すること。
- (6) 法第25条第4項(法第26条第2項において準用する場合並びに法第64条の15及び第64条の23の規定により適用があるものとする場合を含む。)若しくは第28条第2項又は施行規則第15条の4の規定により、営業保証金を供託した旨等の届出を受理すること。
- (7) 法第50条第2項の規定により、宅地建物取引業者の業務を行う場所の所在地等の届出を受理すること。
- (8) 法第64条の4第2項の規定により、宅地建物取引業保証協会からの新たな社員の加入等の報告を受理すること。
- (9) 法第68条の2の場合において、宅地建物取引主任者及び宅地建物取引主任者資格者が法第18条第1項第5号又は第5号の2に該当するかどうかについて、関係市町村へ照会すること。
- (10) 施行規則第4条の2第1項の規定により、免許証の書換え交付をすること。
- (11) 施行規則第4条の3第1項の規定により、免許証の再交付をすること。
- (12) 施行規則第4条の4第1項の規定により、免許証の返納を受けること。
- (13) 施行規則第14条の13第1項の規定により、取引主任者証の書換え交付をすること。
- (14) 施行規則第14条の14の規定により、新たな取引主任者証の交付をすること。
- (15) 施行規則第14条の15第1項の規定により、取引主任者証を再交付すること。
- (16) 施行規則第14条の15第4項の規定により、取引主任者証の返納を受けること。
- (17) 施行細則第5条の規定により、従業者の変更届を受理すること。
- (18) 施行細則第8条の規定により、宅地建物取引業者実績報告書を受理すること。

2 宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年^{法務省}_{建設省}令第1号)の施行に関する事務

- (1) 規則第2条の規定により、供託所から発送された通知書を受理すること。
- (2) 規則第3条の規定により、供託所から送付された通知書に必要な事項を記載し、供託者に送付すること。
- (3) 規則第8条第3項の規定により、営業保証金の取戻しに関する公告をした旨の届出を受理すること。
- (4) 規則第9条各項の規定により、(3)の届出をした者に対し、証明書の交付をすること。

		(5) 規則第11条に規定する宅地建物取引業保証協会の社員となったことを証する知事の書面を交付すること。
	3 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省令第2号）の施行に関する事務	(1) 規則第5条各号に規定する知事の証明書を交付すること。

別表第5福祉事務所の項第7号を削り、同表保健所の項第3号を次のように改める。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の施行に関する事務	<p>(1) 法第14条第1項の規定により、産業廃棄物の収集又は運搬の業（以下この号において「産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可をすること（県内に住所のある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものに限る。以下この号において同じ。）。</p> <p>(2) 法第14条第6項の規定により、産業廃棄物の処分の業（以下この号において「産業廃棄物処分業」という。）の許可をすること。</p> <p>(3) 法第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の範囲の変更の許可をすること。</p> <p>(4) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定により、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業（以下この号において「特別管理産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可をすること。</p> <p>(6) 法第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物の処分の業（以下この号において「特別管理産業廃棄物処分業」という。）の許可をすること。</p> <p>(7) 法第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の範囲の変更の許可をすること。</p> <p>(8) 法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>(9) 規則第10条の規定により、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の実績報告書を受理すること。</p> <p>(10) 規則第11条の規定により、廃棄物処理施設の維持管理状況報告書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第17条第1項の規定により、許可証を再交付すること（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業に係るものに限る。(12)において同じ。）。</p>
---	--

- | | |
|--|--------------------------------------|
| | (2) 規則第17条第 2 項の規定により、許可証を書換え交付すること。 |
|--|--------------------------------------|

別表第 5 保健所の項第12号事務の種類欄中「(昭和36年政令第11号)」を削り、同項に次の 1 号を加える。

20 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第60条第 1 項の規定により、解体業の許可をすること。 (2) 法第63条第 1 項の規定により、解体業者からの変更の届出を受理すること。 (3) 法第64条の規定により、解体業者からの廃業等の届出を受理すること。 (4) 法第67条第 1 項の規定により、破碎業の許可をすること。 (5) 法第70条第 1 項の規定により、破碎業の範囲の変更の許可をすること。 (6) 法第71条第 1 項の規定により、破碎業者からの変更の届出を受理すること。 (7) 法第72条において準用する法第64条の規定により、破碎業者からの廃業等の届出を受理すること。
--------------------------------	--

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項第 3 号事務の種類欄中「島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則」の次に「(昭和37年島根県規則第 1 号)」を加え、同項第 4 号から第17号までを次のように改める。

4 農業経営負担軽減支援金融措置要綱(平成13年 5 月 1 日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知)の施行に関する事務	(1) 要綱第 4 の規定により、利子補給を承認すること。
5 新規就農者経営安定資金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新規就農者経営安定資金の繰上償還を受けること。 (2) 新規就農者経営安定資金の貸与を受けた新規就農者から氏名又は住所を変更した旨等の届出を受理すること。
6 認定就農者研修受入体制整備事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の承認又は変更の承認をすること。 (2) 事業実績報告書を受理すること。
7 就農施設等整備事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。 (2) 事業実績報告書を受理すること。
8 がんばる島根農林総合事業に関する事務	(1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。
9 地域アグリビジネス支援事業に関する事務	(1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。
10 産地のこだわり米生産・販売拡大支援事業に関する事務	(1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。
11 環境にやさしい農業条件整備事業に関する事務	(1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。
12 農薬取締法(昭和23年法律第82号)及び農薬取締法施行令(昭和46年政令第56号)の施行に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 8 条第 1 項の規定により、販売者の届出を受理すること。 (2) 法第13条第 1 項の規定により、販売者に対して報告を命じ、又は農薬取締職員に検査に必要な農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。 (3) 施行令第 4 条第 1 項の規定により、農薬使用者に対して報告

	を命じ、又は農薬取締職員に検査に必要な農薬を集取させ、若しくは立入検査をさせること。
13 肥料取締法の施行に関する事務	(1) 法第23条各項の規定により、販売業務についての届出を受理すること。 (2) 法第29条第1項の規定により、肥料を施用する者から業務又は肥料の施用に関し報告を徴収すること。 (3) 法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査等をさせること。
14 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第4条の規定により、必要な指導及び助言をすること。 (2) 法第6条第1項の規定により、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること(法第4条の規定の施行に必要な場合に限る。) (3) 法第9条第1項の規定により、処理高度化施設整備計画の認定をすること。 (4) 法第10条第1項の規定により、処理高度化施設整備計画の変更の認定をすること。 (5) 法第10条第2項の規定により、認定処理高度化施設整備計画の認定を取り消すこと。 (6) 法第13条の規定により、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めること。
15 肉用牛基礎雌牛整備事業に関する事務	(1) 事業実施計画の承認又は変更の承認をすること。
16 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第33条第1項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等をすること。 (2) 法第55条第3項の規定により、飼料の使用者から報告を徴収すること。 (3) 法第56条第1項、第2項又は第3項の規定により、立入検査等を行うこと。
17 島根ブランド総合推進事業に関する事務	(1) 地産地消推進システム構築支援事業の実施計画を承認し、又は変更の承認をすること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項中第29号を第32号とし、同項第28号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

- (4) 施行規則第14条第7項第5号の2の規定による森林法の規定に基づく土地の収用又は使用に関して同法第51条(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の裁定をした旨又は同法第57条の届出を受けた旨の証明を行うこと。

別表第5支庁及び農林振興センターの項中第28号を第31号とし、第27号を第30号とし、第26号を第29号とし、同項第25号事務の種類欄「島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則」の次に「(昭和44年島根県規則第22号)」を加え、同号を同項第28号とし、同項第24号の(1)を次のように改める。

- (1) 規則第5条の規定により、就農施設等整備事業、がんばる島根農林総合事業、地域アグリビジネス支援事業、産地のこだわり米生産・販売拡大支援事業、環境にやさしい農業条件整備事業、肉用牛基礎雌牛整備事業、地産地消推進システム構築支援事業、森林組合格育成対策事業(島根県森林組合連合会が補助事業者となるものを除く。)、林業担い手育成確保対策事業(島根県林業公社、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部が補助事業者となるものを除く。)、しまね里山活力再生事業、林業・木材産業構造改革事業(島根県林業構造改善協議会及び島根県林業公社

が補助事業者となるものを除く。)、木を活かしたまちづくり支援事業、しまね木材加工・利用技術開発支援事業、大規模需要開拓支援事業、木材利用推進対策事業、乾燥木材供給体制整備事業、市町村森林整備対策事業、森林環境保全造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、森林居住環境整備事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、基幹作業道整備事業、間伐作業道整備事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、間伐材用途開拓事業(島根県森林組合連合会が補助事業者となるものを除く。)、間伐・間伐材生産促進事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、間伐等森林整備促進対策事業(島根県森林組合連合会が補助事業者となるものを除く。)、激甚災害に係る森林災害復旧造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、森林病虫害等防除事業、松くい虫被害対策事業、林道補助事業、林道施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業及び県の単独事業として実施する土地改良補助事業(以下この号において「補助事業」という。)の補助金の交付を決定すること。

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項第24号の(2)中「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」の次に「(昭和25年政令第152号)」を加え、同号を同項第27号とし、同項中第18号から第23号までを 3 号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の 3 号を加える。

18 土地改良法の施行に関する事務	(1) 法第 8 条第 2 項の規定(同項の規定を準用する場合を含む。)により、専門技術者に土地改良事業計画に関する調査報告を求めること。
19 森林組合法及び森林組合法施行細則(昭和53年島根県規則第66号)の施行に関する事務	<p>(1) 法第10条第 1 項又は第 3 項の規定により、森林組合の信託規程を承認し、又は信託規程の変更若しくは廃止を承認すること。</p> <p>(2) 法第19条第 1 項又は第 3 項の規定により、森林組合の共済規程を承認し、又は共済規程の変更若しくは廃止を承認すること。</p> <p>(3) 法第24条第 1 項又は第 3 項の規定により、森林組合の林地処分事業実施規程を承認し、又は林地処分事業実施規程の変更若しくは廃止を承認すること。</p> <p>(4) 法第61条第 2 項(法第100条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合等の定款の変更を認可すること。</p> <p>(5) 法第79条(法第100条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合等の設立を認可すること。</p> <p>(6) 法第83条第 2 項又は第 6 項(法第100条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合等の解散の決議を認可し、又は解散の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第84条第 2 項(法第100条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合等の合併を認可すること。</p> <p>(8) 法第100条第 4 項において準用する民法第83条の規定により、生産森林組合の清算結了の届出を受理すること。</p> <p>(9) 法第110条の規定により、森林組合等又は森林組合連合会に対し、報告を求め、又は資料の提出を命ずること。</p> <p>(10) 規則第 6 条、第 7 条、第 9 条から第13条まで及び第19条の規定により、届出等を受理すること。</p>
20 森林法の施行に関する事務	(1) 法第10条の 2 第 6 項の規定により、関係市町村長の意見を聴

	<p>くこと。</p> <p>(2) 法第19条第1項の規定により、都道府県知事が処理する事項（2以上の農林振興センターの所管区域にわたるものを除く。）を処理すること。</p> <p>(3) 法第34条第1項又は第2項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定により、保安林又は保安施設地区における立木の伐採等の許可をすること。</p> <p>(4) 法第34条の2第2項の規定により、択伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>(5) 法第34条の3第2項において準用する法第34条の2第2項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>(6) 法第38条各項の規定により、保安林に係る必要な監督処分をすること。</p> <p>(7) 法第50条の規定により、土地の使用権設定に関する認可をすること。</p> <p>(8) 法第51条（法第55条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、使用権設定に関し裁定を行うこと。</p>
--	---

別表第5 農業試験場の項に次の1号を加える。

2 肥料取締法の施行に関する事務	(1) 法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査等をさせ、又は検査に必要な肥料等を収去させること。
------------------	--

別表第5 畜産試験場の項第1号地方機関の長専決事項の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 条例第5条の規定により、手数料を減免すること。

別表第5 畜産試験場の項に次の1号を加える。

3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第56条第1項、第2項又は第3項の規定により、立入検査等を行うこと。
-----------------------------------	---

別表第5 肥飼料検査所の項及び県有林事務所の項を削り、同表緑化センターの項第2号事務の種類欄中「島根県立ふるさとの森条例及び島根県立ふるさとの森条例施行規則」を「島根県立ふるさとの森条例（平成5年島根県条例第17号）及び島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成5年島根県規則第49号）」に改め、同表支庁及び水産事務所の項第1号から第8号までを次のように改める。

1 卸売市場法及び島根県卸売市場条例の施行に関する事務	<p>(1) 法第66条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>(2) 条例第27条の規定により、その他の卸売市場の開設者に対し、報告又は資料の提出を求めること。</p>
2 漁業法の施行に関する事務	<p>(1) 法第8条第6項（法第8条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の設定又は変更若しくは廃止の認可を行うこと。</p> <p>(2) 法第66条第1項の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業を許可すること（定数漁業に係るものを除くこと。）</p>

	<p>く。)。</p> <p>(3) 法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずること。</p> <p>(4) 法第134条第 1 項の規定により、漁業に関して報告を徴し、又は帳簿その他の物件を吏員に検査させること。</p> <p>(5) 法第134条第 2 項の規定により、漁業の許可等をするため他人の土地に立ち入って測量等をし、又は測量等の障害となる物の移転又は除去をすること。</p>
<p>3 島根県漁業調整規則の施行に関する事務</p>	<p>(1) 規則第 7 条の規定により、漁業を許可すること (同条第 3 号及び第14号に掲げる漁業のうち、ずわいかに、べにずわいかに、ばい又はえびの採捕を目的とするものを除く。(4)及び(5)において同じ。)。</p> <p>(2) 規則第 8 条第 6 項の規定により、漁業の許可に関し必要な書類の提出を命ずること。</p> <p>(3) 規則第 9 条第 3 項の規定により、漁業の許可期間の短縮を決定すること。</p> <p>(4) 規則第10条の規定により、漁業許可証を交付すること。</p> <p>(5) 規則第14条の規定により、漁業の許可又は起業の認可に制限又は条件を付すること。</p> <p>(6) 規則第16条第 1 項の規定により、漁業の許可の内容の変更を許可すること。</p> <p>(7) 規則第19条の規定により、漁業許可証を書換え交付し、又は再交付すること。</p> <p>(8) 規則第20条の規定により、漁業の許可証の返納を受理すること。</p> <p>(9) 規則第22条第 1 項の規定により、起業の認可に基づく漁業を許可すること。</p> <p>(10) 規則第45条第 1 項の規定により、免許漁場内の岩礁破碎又は土砂若しくは岩石の採取を許可すること。</p> <p>(11) 規則第49条第 1 項後段の規定により、漁業法第134条第 1 項の規定による検査を行うため漁業の許可に係る船舶に対しててい泊を命ずること。</p>
<p>4 島根県内水面漁業調整規則の施行に関する事務</p>	<p>(1) 規則第 6 条の規定により、水産動植物の採捕を許可すること。</p> <p>(2) 規則第 7 条第 6 項の規定により、採捕の許可に関し必要な書類の提出を命ずること。</p> <p>(3) 規則第 8 条第 3 項の規定により、採捕の許可期間の短縮を決定すること。</p> <p>(4) 規則第14条第 1 項の規定により、採捕の許可の内容の変更を許可すること。</p> <p>(5) 規則第17条の規定により、採捕の許可証を書換え交付し、又は再交付すること。</p>

	(6) 規則第18条第1項の規定により、採捕の許可証の返納を受理すること。
5 漁船法及び漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第4条第1項、第2項又は第6項の規定により、動力漁船の建造、改造若しくは転用を許可し、又は許可事項の変更を許可すること（二級船を除く。）。</p> <p>(2) 法第8条の規定により、動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成したときの認定をすること。</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定により、漁船を登録すること。</p> <p>(4) 法第12条第1項の規定により、登録票を交付すること。</p> <p>(5) 法第13条の規定により、漁船及び登録票の検認をすること。</p> <p>(6) 法第17条第3項の規定により、登録票を書換え交付すること。</p> <p>(7) 法第20条第1項の規定により、登録票の返納を受理すること。</p> <p>(8) 法第21条の規定により、漁船の登録の謄本を交付すること。</p> <p>(9) 施行規則第11条第1項の規定により、登録票を再交付すること。</p>
6 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数測度に関する政令（昭和28年政令第259号）の施行に関する事務	<p>(1) 政令第3条第1項の規定による船舶の種類等の変更の場合の船籍票の書換え交付をすること。</p> <p>(2) 政令第3条第2項において準用する政令第2条第3項の規定により、船籍票の書換え交付の場合の船舶の検査をすること。</p> <p>(3) 政令第4条第2項の規定により、船舶の所有者が変更した場合に船籍票を交付すること。</p> <p>(4) 政令第5条（政令第6条第2項において準用する場合を含む。）により、船籍港を変更した場合における転籍の申請を受理し、船籍票等に関する書類を送付し、及び船籍票を交付し、又は書換え交付すること。</p> <p>(5) 政令第6条第1項の規定により、転籍の場合の船籍票に関する書類を送付すること。</p> <p>(6) 政令第7条の規定により、船籍票を滅失した場合等に船籍票を再交付すること。</p> <p>(7) 政令第7条の2第1項の規定により、船籍票の検認をすること。</p> <p>(8) 政令第8条の規定により、船籍票の返還及び船籍票が返還できない旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 政令第8条の3の規定により、船籍票の謄本又は抄本の交付をすること。</p> <p>(10) 政令第8条の4の規定により、臨時航行の許可をすること。</p>
7 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）の施行に関する事務	(1) 政令第1条第1項の規定により、小型漁船の総トン数の測度をすること。
8 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関	(1) 法第5条の規定により、遊漁船業登録簿に登録し、その旨を

する事務	<p>申請者に通知すること。</p> <p>(2) 法第 6 条の規定により、遊漁船業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>(3) 法第 7 条第 2 項の規定により、変更の届出があった事項を遊漁船業者登録簿に登録すること。</p> <p>(4) 法第10条の規定により、遊漁船業者の登録を抹消すること。</p> <p>(5) 法第11条第 1 項の規定により、業務規程に係る届出を受理すること。</p>
------	---

別表第 5 支庁並びに土木建築事務所及び土木事務所の項中「並びに土木建築事務所及び土木事務所」を「及び土木建築事務所」に改め、同項第 3 号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「自主施工者に対し、」の次に「分別解体等の実施に関し」を加え、同欄の(5)中「自主施工者に対し、」の次に「分別解体等の方法の変更その他」を加え、同欄中(6)を(9)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第18条第 2 項の規定により、対象建設工事発注者の申告を受理し、対象建設工事元請業者に対し再資源化等の実施に関し必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (7) 法第19条の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。
- (8) 法第20条の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第 5 支庁及び土木建築事務所の項第 3 号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

- (10) 法第42条第 2 項の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告させること。
- (11) 法第43条第 1 項の規定により、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を職員に検査させること。

別表第 5 支庁及び土木建築事務所の項に次の 1 号を加える。

18 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第15条第 1 項の規定により、建築主に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(2) 法第15条の 2 第 1 項の規定により、エネルギーの効率的利用のための措置等に関する届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第15条の 2 第 2 項の規定により、届出をした者に対し、変更すべき旨を指示すること。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 環境生活部の表廃棄物対策課の項に 1 号を加える改正規定及び別表第 5 保健所の項に 1 号を加える改正規定は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

